



土佐碗の里



もくじ CONTENTS

国民年金だより	7
介護保険料について	8~9
教育委員会だより	12~14
消防119	15
農業委員会だより	16~17
お知らせ	19~21
村の話題	22

村民のうごき

(平成24年2月29日現在)

世帯数	786戸
総人口	1,728人
男	821人
女	907人

議会だより

平成24年4月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

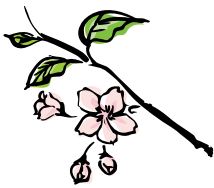
12月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①～③ページ
- 12月定例会議案審議 ③～⑤ページ

村長行政報告

11月3日のどぶろく農林文化祭には約6千5百人が参加し大盛況だった。次に農業公社が進めているユズの施設・設備等整備事業の予冷庫カラーリング施設を8月に工事発注し10月に完成することが出来た。この事によりユズの産地作りが一歩進むことが出来ると思われる。

子どもが減少する中、少子化対策として村出会い交流事業を企画した。村内外から17人の男女が参加し、新たな出合いの場となった。今後も誰でも気軽に参加できる企画として事業を推進していく。



一般質問

質問 武内茂充



村長の選挙公約について

基幹産業の振興、道路網の整備、交流機能の充実、自治の確立、を挙げ村長に当選された。任期も残り2年である。公約をどのように進めて行くのか伺う。公約の一つであった野町和嘉氏の写真、民具の展示施設整備を断念するとの事だが、説明を求める。

答弁 杉本村長

基幹産業の振興について は、ユズ、露地野菜の生産拡大を図って行くが、ユズ

の植栽については平成23年度25haの栽培面積となり順調に推移しており、目標面積50haの目安を立てたいと考えている。

林業振興では、三原村バイオマス活用検討プロジェクトチームを設置し、検討と協議を行い、幡多市町村間での連携と協力を確認し、県内のペレット工場の視察を実施し、各種データ収集や研修を行って来た。今後はこれまで確認して来た事を基に、来年度、県の事業などによる、本質バイオマス燃料利用の可能性を具体的に調査を実施して行く。

道路網の整備については平成24年度、中村宿毛線の広野工区の改良工事、上奈呂から幸才までの測量も23年度に完了した。

宗賀工区の用地買収と工事の施工、上長谷工区の実施と、狼内の切取りの調査、土佐清水宿毛線の星ヶ丘から農業構造改善センターまでの用地買収、中村下ノ加江線の成山村境の橋梁改良工事を実施して行く。交流機能の充実について

は、コノヲ地区について24年に計画を煮詰め25年に実施して行く。まずは駐車場を整備して行く事を考えている。その後の部分についてはバンガロー等の整備を考えている。

自治の確立については村民協同による地域づくりをと広く意見を聞く為に、部落懇談会を開催して来た、引き続き来年度も行いたいと考えている。野町和嘉氏の写真館等については知的財産を三原の宝として広く村内外の方に観賞して頂ける施設を整備したいという事であったが、見解の相違でコストばかりかかる施設になるのではないかと考えている方が多いので断念という事になっている。

質問

組織について

基幹産業を推進する為に産業振興課を新設すべきだと考えるが如何か。

答弁

現在では人員配置からも難かしく、課内の事務分担で調

整したいと考えているが、尚今後検討して行く。

質問 杉本和平



若者定住と雇用について

三原村も少子高齢化が進み人口が減っているため、若者や子どもを増やして活気ある村にするため若者を中心とした雇用対策を問う。

また、若者向けの定住住宅を望む声があるが村長の考えを問う。

答弁 杉本村長

雇用対策は、緊急雇用創出事業等の期間延長を国に要望しているが、厳しい。ユズの加工施設を活用して雇用拡大を考えていきたい。

住宅については、来年建てる二棟の状況を見ながら、検

討する。

質問 宮地臣一



産業振興について

三原村では農業公社を中心にユズの産地化を進めているが、現在25haを植栽したと聞

答弁 杉本村長

ユズの産地化を推進する為に村では農業公社を核とした支援体制を進めている。現在ユズの出荷については、青果と果汁とで出荷を行っている。

その他ユズジュース、ユズ茶等の商品開発及び販売を進めて来た。今後共ユズ製品については開発を進めて行く。又、農業公社でユズの予冷庫

等の施設が整備され、青果率の向上が図られ、農業所得の向上につながるかと期待される。現在ユズの青果率は4%であるが、今後40%の青果率に持って行きたい。現在ユズの面積は25haで、今後2年間で25haを植栽し50haの面積を目標としている。

又、産業振興を進める為に集落営農の推進が不可欠と考えている。現在は1組織であるが、この組織をふやして村の農業を推進したいと考えている。

質問 横本行雄



TPPについて

野田内閣はTPP参加表明した。これは農業物をはじめあらゆる物の輸入障壁の撤廃で規制緩和をするもので、特に高知県のような中山間地での農業は壊滅的打撃を受ける

と思う。又、食の安全についても心配される。村長はTPPについてどう考えるか問う。

答弁 杉本村長

野田首相が国民に充分な説明もなく、国民的合理もなく交渉に参加を表明した。これは農山漁村の崩壊に繋がるものと考えている。今政治が行う事は足腰の強い農林水産業を構築し農山漁村を再生する事であると考えている。

質問

介護保険のミスについて

介護保険のパソコン入力ミスにより介護保険証が失効する事件があったが、これは一人の職員が担当している為に起こったと思うが、複数の職員で確認をすればふせげた。組織の見直しをする考えはないか。

答弁

利用者の方々に多大の迷惑をおかけしてりましたが事業

所と調整を行い本来の自己負担額に影響のないように処理を完了しており、今後このようなミスの無いように複数で確認をする。

質問

保育園の危険箇所について

庭の金網が破れて危険な状態になっているが改善されていない。すぐに対処すべきではないか。

答弁

11月の県の現地監査前に今後の対応について協議した。復旧箇所が壊れている金網だけでなく全体を交換しなくてはいけない箇所があるため24年度に整備する。



質問 沖 六海



福祉行政について

介護予防や介護を必要とする方々に対する施策については、あつたかふれあい事業を導入し社会福祉協議会に委託してサロン事業等を行なっており一定の成果が上がっていると思うがその拠点となる集会所の整備は完了したが、集会所使用にともなう住民負担の軽減策、少ない事業開催回数、利用者が少なく事業ができない所、住民が集会所を自由に使用できない事、ボランティアの後継者不足など問題点が多くある。又、村民がいつでも自由に使える施設を設置する事が必要であると思うが場所としては診療所の一角がよいと考えるが如何か。

分な計画がなされているのか。第5期介護保険事業計画を策定しなければならぬが村独自のサービスをこなす計画はないか。

答弁 杉本村長

集会所使用に関する経費に對しては今後一部の費用について補助できないか検討する。事業の開催回数については利用者負担の問題はあるが来年度より開催回数を増やす事は可能である。少ない利用者やボランティアの後継者不足の問題は運営委員会で協議し各種団体に協力を求める。

住民が集会所を自由に使う事については地区長と協議していく。

村民が自由に使える施設の設置について常時使用できるオープンスペースを診療所の一角にと言う事であるが診療所の存続問題と一緒に考えていき当面は各集会所を利用して頂きたい。今後診療所の廃止、存続問題とともに改めて考えていく。

今年度は社協の行動計画と地域福祉計画を合わせて協議決定することであるが十

やアンケートの集計内容の精査を行い現行の介護予防、地域支援事業について見直し事務局が作成した新施策について策定委員会において精査を行なってもらう事としている。

答弁 田辺住民課長

社協行動計画地域福祉計画については第1回地域福祉策定委員会を終了したところである社協の今後の計画については県社協・幡多福祉・他市町村と協議し重点項目を決めながら計画を策定していく。

質疑 武内茂充

県の消費生活相談を活用する選択肢は考えなかつたのか。

答弁 今西総務課長

必要に応じて県の消費生活相談も活用するが、四十市の消費生活センターを主に活用したい。

質疑 横本行雄

四十市の消費生活センターの運用について、他の市町村の意見は入るのか。

答弁 今西総務課長

協議会で各市町村の意見を検討できる。



●三原村の消費生活相談等の事務を委託することについて

全会一致 可決

●平成23年度三原村一般会計
補正予算

既決額に2億2千2百91万
2千円を追加し、20億9千3
百51万5千円とする。

質疑 田村清廣

一般廃棄物収集業務につい
て、廃棄物の分別を指導して
いるかどうか問う。

答弁 田辺住民課長

廃棄物の分別については広
報等での指導のみで直接指導
は行っていないが、今後地区
長会等と協議しながら方針を
決めたい。

質疑 横本行雄

租税債権管理機構について、
本年度いくら委託し、どの程
度回収したのか。

答弁 今西総務課長

23年9月末現在、6百63万
3千円委託し、3百89万2千
円徴収し、徴収率として58・
4%である。

質疑 沖六海

公共土木施設災害復興費に
ついて、工事請負費で1億8

千8百万円計上しているが、
収入として村債3千60万円と、
国庫支出金として1億6千6
百84万4千円を見込んでいる
が、村債分が多いのではないか。

答弁 木戸産業建設課長

国庫支出金は以前の激震災
害の補助率を参考に88・7%
と見込み算出。又、村債、国
庫支出金とも工事請負費と事
務費を合せた額で算出。

質疑 武内茂充

ペレット事業について調査
費を12月議会に提案すると話
していたが、調査費の予算が
計上されていないが、村独自
で調査したのか聞く。

答弁 津野副村長

村で2回現地調査を行った
が、その結果をふまえ調査委
託費を計上したい。

質疑 田村清廣

教育費の文化財保護費の委
託料の減額の理由は。

答弁 沖本教育次長

入札減のよると減額である。
全会一致 可決

●平成23年度三原村国民健康
保険特別会計補正予算

既決額に4百21万7千円を
追加し、3億1千1百80万8
千円とする。

全会一致 可決

●平成23年度三原村国民健康
保険診療所特別会計補正予算

既決額に2百30万円を追加
し、4千9百60万円とする。

質疑 沖六海

医療用衛生材料費で薬品代
を計上しているが、この薬は
先発薬か後発薬か、現在は後
発薬が安価であるので、購入
については安価な薬を購入す
べきではないか。

答弁 田辺住民課長

以前の薬で先発薬である。
今後は医師とも協議し対応す
る。

質疑 武内茂充

薬品代2百30万円の支出に
対し、診療収入1百30万円と
なっているが、その整合性は。

全会一致 可決

答弁 田辺住民課長

診療収入は全体を考えた中
での収入であり、薬品代だけ
の収入ではない。

全会一致 可決

●平成23年度三原村簡易水道
特別会計補正予算

既決額に1百10万円を追加
し5千8百20万5千円とする。

質疑 藤本節雄

配水管布設替調査設計委託
を計上しているが、布設替え
する場所と距離は。

答弁 木戸産業建設課長

場所については下切の新谷龍
介氏宅前で約20m前後である。
全会一致 可決

●三原村固定資産評価審査委
員会委員の選任同意

住所 三原村柚ノ木3百89

番地4

氏名 大塚 準

任期 昭和15年8月23日生
平成23年12月16日から
平成26年12月5日まで

全会一致 同意

平成24年 第1回
三原村臨時議会

●三原村過疎地域自立促進特
別対策事業基金条例の制定。

質疑 藤本節雄

この基金は特別の目的に使
用する特定目的基金か、又は
財政調整の為等に使う基金か。

答弁 今西総務課長

特定の目的に使う、特定目
的基金である。

全会一致 可決

●村有財産の処分について

全会一致 可決

●平成23年度三原村一般会計
補正予算

既決額に4千7百74万5千
円を追加し21億4千1百26と
する。

質疑 田村清廣

村有財産購入について購入
して具体的に活用する方法に
ついて問う。
全会一致 同意

答弁 杉本村長

来年度村内木材を使って住宅を2棟建設を予定しているのですが、その一部を購入した山林の立木を活用したい、又、この山林は村有林地との境界が未定となっております。その解決を図る為。

質疑 横本行雄

境界未定の土地の購入については、境界を確定して購入すべきではないか。

答弁 杉本村長

境界は定まっていないが、その権利者の全てを購入するので、購入後の問題はおきないと考えているので、境界確定は行わない。

反対討論 横本行雄

林有財産について境界を確定して購入すべきであり、この件については反対する。

賛成討論 武内茂充

この問題は30年以上の未解決の案件であり、これ以上長びくのは村益に不利になる、今後の村有林活用の為にも今回解決すべきである。

賛成多数 可決



平成24年 第2回 臨時会

議案審議

●三原村税条例の一部改正

全会一致 可決

●平成23年度三原村一般会計歳入歳出補正予算

既決額に5百50万円を追加し、21億4千6百76万円とする。

全会一致 可決

常任委員会の動き

(9月～12月)

総務

- 9月15日
 - ◎健康増進計画について
 - ◎梶原町、四万十町の行政視察について
- 10月18日
 - ◎野町和嘉写真館の取り扱いについて
 - ◎自主防災について

総務・産業建設合同

- 12月2日
 - ◎高齢者の在宅調査（災害時要援護者対策）について
 - ◎在宅福祉支援サービスについて
 - ◎12月議会対応について

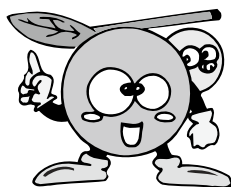
産業建設

- 9月21日
 - ◎森林組合との意見交換について
 - ◎村有林整備事業の今後の方向性を確認した。
- 10月11日
 - ◎梶原町、四万十町の行政視察後の検討会（総務委員会と合同）
 - ◎鳥獣害対策について
 - ◎恒久的な鉄柵設置を検討する事を決定

提言事項

- 10月23日
 - ◎ユズの産地計画について
 - ◎村有林の間伐材有効利用について
 - ◎杉本村長に提言書を提出した。
- 12月5日
 - ◎12月議会対応について
 - ◎その他
 - 下切境ノ山作業道現地視察。
 - 9月26日提出の提言書について、平成24年度の実施内容を村長に聞く。

- 10月3日
 - ◎梶原町行政視察
 - ◎議員定数、基本条例、木質ペレット、小水力発電について
- 10月4日
 - ◎四万十町行政視察
 - ◎基本条例、自主防災組織の活動、買物拠点（道の駅「四万十とおわい」）について



国民年金だより

平成24年10月1日より3年間、後納保険料の納付ができます。

昨年8月10日に公布された年金確保支援法では、国民年金に関して、時効によって納付できなくなった一定期間の保険料を本人の希望により納付することを可能とする取扱いが盛り込まれています。

この取扱いは、平成24年10月1日から3年間に限って実施されることが決まりました。

保険料の後納の特例措置

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。また、保険料を滞納した場合には、2年前までさかのぼって納付することができます。しかし、2年を経過すると時効により納付できないことになっています。

ただし、保険料の免除の適用を受けたり、学生納付特例や若年者納付猶予の適用を受けた場合には、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を追納することができます。この追納は、10年前の分までさかのぼって行うことができます。この場合、追納する保険料の額は、3年度以上前の分をさかのぼって納付する場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われたものとなります。

今回の保険料の後納の特例措置は、この保険料の追納とは別に、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、今年の10月1日から3年以内の期間に限って保険料の後払い（後納）ができるようにするものです。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、平成24年10月1日から3年間に限って、過去2年分だけでなく過去10年分までさかのぼって保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分（2年以上前の期間分）の保険料に限られます。そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以内の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う場合には、保険料の追納の場合と同様に、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料（後納保険料）を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料（加算が行われた保険料）から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第3号被保険者期間の不整合記録により2年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。

の方の介護保険料について

65歳以上の方の介護保険料は、平成24年度から平成26年度までの3年間に三原村の被保険者に提供される介護サービス費用の見込みに基づき決定されます。本村は、平成21年度から平成23年度の実績値から見ると、介護サービスを必要とする人は、ほぼ横ばいに推移すると予測されます。

以上のことを考慮した上で、介護保険事業計画を策定し、第5期計画期間（平成24～26年度）の介護保険料は、4,300円（月の基準額）となりました。（第4期計画期間（平成21～23年度）と同額）

みなさんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

◎介護保険料は所得に応じて決まります。（平成24～平成26年度）

段階	保険料	保険料年額（月額）	対象者
第1段階	基準額×0.5	25,800円（2,150円）	生活保護受給者等
第2段階	基準額×0.5	25,800円（2,150円）	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階	基準額×0.75	38,700円（3,225円）	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方
第4段階	基準額×0.85	43,800円（3,655円）	本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいるが、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方
	基準額	51,600円（4,300円）	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる場合上記以外の方
第5段階	基準額×1.25	64,500円（5,375円）	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	基準額×1.5	77,400円（6,450円）	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方

※第4期計画期間と同様、第4段階において、所得の低い方の負担を抑えることとしています。

◎介護保険料の納め方（平成24～平成26年度）

納め方は、年金から天引きとなる「特別徴収」と納付書及び口座振替で納付する「普通徴収」の2通りに分かれています。

【問い合わせ】 三原村保健センター内 住民課 介護保険係 電話46-2404

平成24年度からの65歳以上

●特別徴収の方（年金から天引きとなる方）

年金が年額18万円以上の方	毎年、年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ※対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金です。
---------------	---

●普通徴収の方（納付書及び口座振替で納付する方）

年金を受給していない方 年金が年額18万円未満の方	毎年、納付書により金融機関などで納めていただくか、口座振替により納めていただくことになります。 原則として7月から翌年2月まで毎月（年8回）納めていただきます。
------------------------------	---

口座振替とは、一度お申し込みいただければ、指定した金融機関や郵便局の口座から、自動的に引き落としとして保険料等を支払える便利な制度です。是非ご活用ください。

口座振替のできる金融機関及び申し込み方法

金融機関名… 高知はた農業協同組合 三原支所／ 三原郵便局
申し込み方法… 各金融機関の窓口で行えます。

○本来、年金から天引きとなる「特別徴収」の方でも、下記に該当するときは一時的に納付書及び口座振替により納付していただくことになります。

- ・年度途中で65歳になったとき（誕生日の翌月から納付）
- ・年度途中で他の市町村から転入したとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更となったとき
- ・年度途中で年金の受給が始まったとき
- ・年金が一時差し止めになったとき（年金担保等）

※保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ・1年以上… 介護サービスを受けた際に、いったん費用の全額を支払い、後から9割の保険給付分を村に請求します。（償還払い）
- ・1年半以上… 一時的に保険給付の一部または全部が差し止められます。
- ・2年以上… 利用者負担が1割から3割負担に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなります。

ご不明な点等がございましたら、右記までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の平成24・25年度の保険料率が決まりました。 被保険者のみなさま方のご理解をお願いします。

●被保険者均等割額 49,443円

●所得割率 9.89%

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。

利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用（保険給付費）は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者のみなさま方が負担する保険料は、全体の約1割となっております。

保険給付費は今後2年間についても増加すると見込まれるため、様々な保険料率の上昇抑制策を行いましたが、みなさま方にご負担いただく保険料率の引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

被保険者のみなさま方が安心して医療のサービスを受けられるために、この保険料率の引き上げについて、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

◆保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの 年間保険料	=	1人あたり定額の保険料 (被保険者均等割額) 49,443円	+	所得に応じた保険料 (所得割額) 賦課基準額×9.89%
-----------------	---	--------------------------------------	---	------------------------------------

○賦課基準額とは、総所得金額（公的年金等控除や給与所得控除、事業所得の経費を控除した額）、山林所得金額、土地等の譲渡にかかる所得等から基礎控除額（33万円）を引いた所得金額です。

○1人あたりの年間保険料の上限は55万円です。

◆保険料の軽減

所得の少ない方の保険料については、次のような軽減措置があります。

○【被保険者均等割額の軽減】

・世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,944円	33万円以下 被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合
8.5割	7,416円	33万円以下
5割	24,721円	33万円＋（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下
2割	39,554円	33万円＋（35万円×世帯の被保険者数）以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

○【所得割額の軽減】

・被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課のもととなる所得金額（総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

○【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

・後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険などの被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注) 同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

みらいへの
はやめのけんしん
らっキースマイル

三原村健康増進計画 キャッチコピー-優秀作品

平成24年度 各種健診日程

○特定健診・健康診査

健診名	実施日	受付時間	健診会場
特定健診・健康診査	5月15日(火)	(午前) 9:00~10:00 (午後) 13:30~14:30	農業構造改善センター
特定健診・健康診査	5月16日(水)	(午前) 8:30~10:00 (午後) 13:30~14:30	
特定健診・健康診査	10月19日(金)		

○がん検診

健診名	実施日	受付時間	健診会場
各種がん検診	6月30日(土)	※各検診によって受付時間が異なります	農業構造改善センター
各種がん検診	10月19日(金)		

○乳がん検診

健診名	実施日	受付時間	健診会場
乳がん検診	5月15日(火)	※対象者によって受付時間が異なります	農業構造改善センター
乳がん検診	10月25日(木)		

○村内巡回レントゲン(肺がん・結核検診)

健診名	実施日	実施時間	実施会場
レントゲン(肺がん・結核検診)	7月9日(月)	(午前) 9:30~11:40 (午後) 13:30~14:50	総合保健センター、他8ヶ所
レントゲン(肺がん・結核検診)	7月10日(火)	(午後) 13:30~16:00	下長谷・阿部 秀さん宅、他6ヶ所

三原村では来年度、健診受診率65%を目標としています。
 テレビのCMでも放映されていますように、『慢心より健診』です。
 一人でも多くの方に受診していただきませう、よろしくお願ひします。
 ※10月19日(金)は、特定健診とがん検診の両方を実施します。



<問合せ先>
 三原村役場住民課 保健衛生係
 46-2404

国際交流員の

チェイス・ハーディです ⑮

皆さんこんにちは!! やっと春に入って毎日ちょっとずつ暖かくなっています。
今年是小中学校の行事や活動はいっぱいあって、1, 2, 3月があっという間に過ぎました。



まず、2月8日に小学校で初めて人形浄瑠璃を見る経験できました。三原小学校で見
る前にテレビや本でも見たことが無かったので初めて本物を見たときにすごい印象を受
けました。舞台の設定と音楽家や操り人形師の伝統的な服で100年前に戻ったような雰
囲気を与えてくれました。公演が始まったとき、操り人形師の手はとても上手で自然に人形のほうに集中し
て、操り人形師が背景と重なりました。話もとても面白くて、楽しかったです。将来チャンスがあればオー
ストラリアの子供たちにも見せてあげたいと思いました。

2月28日に中学校遠足にも参加できるようになりました。天気予報は雨みたいで、延期になるかなと思
いましたが中学校の先生の判断で行ってみることにしました。ちょっと雨が降ったり、やんだりしたけどさ
すが生徒たちは皆天気を気にせず、いっぱい遊んで、いい思い出を作りました。

3月11日に中学校の卒業式もありました。卒業式の日には東日本大震災からちょうど一年でした。東日本大
震災のことを考えるととても複雑な気持ちでしたが、一年生のときから授業をしていたこどもたちが卒業を
する姿を見ることは大変嬉しかったです。このような時期だからこそ普段当たり前に行っていることが特別な
ものに感じることができました。これからも何気ない当たり前のことに感謝をして過ごして生きたいとおもっ
ています。



平成24年3月 中学校卒業式



人形浄瑠璃の公演 (2月8日:三原小学校体育館)

お知らせ

図書室 だより



皆さんこんにちは。毎年4月23日は子どもの読書の日です。
三原村の公民館図書室では、4月中に読書祭りを計画しています。
三原村の昔話を讀んだことはありますか？

私は三原村の昔話があるということを知りました。読んでみて面白いお話がたくさんあります。そこで、「紙芝居」にして読書祭りの時に、皆さんに三原村の面白い昔話をいくつか紹介したいと思います。

詳しい日程は決まり次第、公民館図書室だより、村内放送でお知らせします。



開館時間 8:30～17:15分

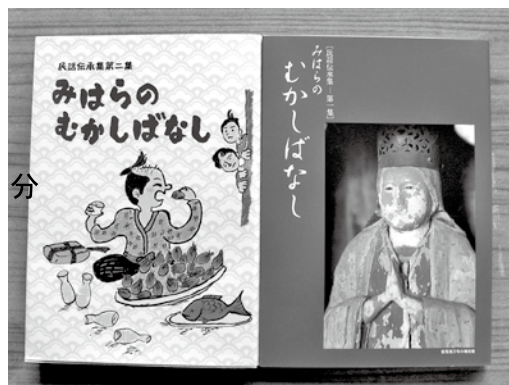
(要望があれば休日も開けます)

質問などは……

三原村中央公民館図書室

(TEL 46-2559)

子どもの読書活動支援員 東あんな まで



平成24年度 人権相談所開設日程が決まりました。

人権擁護委員には、山川 政幸さんが再任され、榎 喜章さん、行政相談委員の宮田 利徳さんが、皆さんの悩みや人権の相談を行います。

平成24年度 特設人権相談所日程

月 日 (曜日)	開設時間	担当委員名
4月9日 (月)	午前10時～午後3時	榎 喜章 山川 政幸 宮田 利徳
6月1日 (金)	午前10時～午後3時	
8月27日 (月)	午前10時～午後3時	
10月15日 (月)	午前10時～午後3時	
12月3日 (月)	午前10時～午後3時	
平成25年 2月4日 (月)	午前10時～午後3時	



税務係からお知らせ



軽自動車税 前期分
5月1日 納期

固定資産税 1期分
5月31日 納期

よろしくお願ひします。



農業構造改善センター

宮ノ川1130番地 0880-46-2130

※お気軽においでください。費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

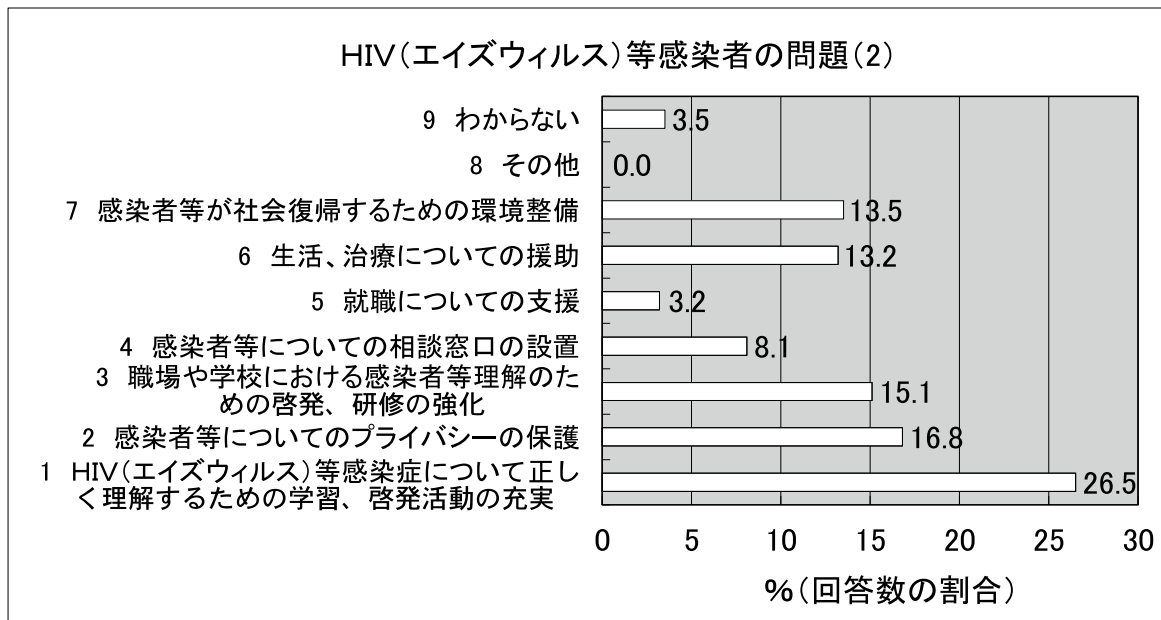
＜HIV(エイズウイルス)等感染者の問題について＞

三原村教育委員会では村民の皆様から人権問題についての意見を聞き、今後、本村の人権教育、啓発活動に活かしていくため、平成18年度に人権問題に関する村民の意識調査を実施いたしました。下のグラフはHIV等感染者の問題について調査したものです。

- 配布数 300名(20歳以上の男女を住民基本台帳により無作為抽出)
- 回収率 49.7%
- 回答率 90.6%

(2)HIV(エイズウイルス)等感染者及び回復者の人権が守られるためにはどのようなことが必要だと思いますか？あなたが必要だと思うものを次のうちから三つ選んで○をしてください。

- 1 HIV(エイズウイルス)等感染症について正しく理解するための学習、啓発活動の充実
- 2 感染者等についてのプライバシーの保護
- 3 職場や学校における感染者等理解のための啓発、研修の強化
- 4 感染者等についての相談窓口の設置
- 5 就職についての支援
- 6 生活、治療についての援助
- 7 感染者等が社会復帰するための環境整備
- 8 その他
- 9 わからない



この設問はHIV(エイズウイルス)等感染者及び回復者の人権が守られるために必要だと考えるものを選んで○をしてくださいというものです。「HIV(エイズウイルス)等感染症について正しく理解するための学習、啓発活動の充実」と回答された人が最も多くの割合を占めました。感染者及び回復者について正しく理解することが感染者及び回復者の人権が侵害されることのない社会を創造していく第一歩になってきます。

* 意識調査に御協力いただきありがとうございました。今回掲載させていただいたものは意識調査の設問9(2)にあたる部分の集計結果です。今後とも本村の人権教育、啓発活動への村民の皆様のお協力を願います。



火災 救急は 119

消したはず 決めつけしないで もう一度

◎住宅用火災警報器の設置について

改正消防法が施行され、既存住宅の、寝室や階段上に**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。電気店・ホームセンター・ガス販売店で、2,000円～15,000円前後で販売しております。取り付けは商品付属の説明書に従っていただければ、

簡単に取り付け出来ます。

住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先

幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL0880-46-2629



住宅用火災警報器を取り付けて無いからといって、**罰則がある**わけではありません。罰則があるかのように言って、**訪問販売する悪徳業者**には十分に注意して下さい。

◎春の火災予防広報を実施しました。

平成24年3月1日（木）、春の火災予防広報を実施しました。火災・災害のない三原村を目指して消防車で広報活動を行いました。



団長訓辞



村内パレード

防災行政無線戸別受信機について

三原村防災行政無線は、設置されてから約15年位経過し、戸別受信機本体の不具合等が多く発生しています。

不具合の主な原因は、受信機の中に内蔵している、電池の液漏れ等による受信機の故障です。通常は赤ランプが点灯していますが、異常になりますと赤ランプが点滅に変わります。このような状態で長時間おいておきますと、故障の原因ともなりますので、電池交換等の確認をお願いします。

そのままの状態ですべて置いておきますと、受信機本体の修理等を業者に依頼しなくてはなりません。その場合、日数及び修理代もかかりますので、日常の点検をお願いします。尚、修理代につきましては個人負担をお願いしますので、維持管理をよろしくお願いします。

不要になった戸別受信機について

居住者で死亡された方、または村外に転出をされた方で空き家等になり不要になられた方の戸別受信機を回収をさせて頂きたいと思っております。役場または消防まで連絡をお願いします。

「戸別受信機は村からの貸与品ですので、不要になった受信機については、返却をお願いします。」

尚、回収または返却していただいた戸別受信機は、故障等で使用できなくなった方に一時的に貸与したいと思っておりますので、村民みなさまのご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

役場	総務課	0880-46-2111
消防	防災係	0880-46-2629

24年度からはじまる農地集積のための総合的な対策

農林水産省は、平成24年度農業関係予算案において、力強い農業構造の実現に向け、市町村を実施主体として人と農地の問題を解決するために「人・農地プラン」の作成を行い集落の合意形成活動を支援します。

三原村でも、「人・農地プラン」の作成予定です。農業委員会でも、集落の合意形成等支援を行ってきます。

農業委員会だより

三原村農業委員会

平成24年4月

人・農地プランとは？

1 人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は人・農地プランと関係なく給付します。
- ◎ 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーJ資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。



<集落における話し合いにあたって>

- マスタープランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

<早期のマスタープラン作成が重要>

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めにプラン作成に向けた話し合いを始める必要があります。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。

☆ 一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

<新規就農者のマスタープランへの位置付け>

- 新規就農者は、マスタープランに位置付けられることが見込まれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

○人・農地プランの作成のすすめ方

1、人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて最もふさわしい方法で進めてください。

* その地域に、中心となる農業経営や集落営農があれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くか話し合いましょう。

* そうした経営体がなければ、今後、集落営農をどう作っていくか、新規就農者や地域外の農業者をどう入れるかなどを話し合いましょう。

2、人・農地プラン作成の一般的な手段

* 集落・地域における話し合いがうまくいくよう市町村、関係機関の事前準備をしましょう。

* 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行いスムーズな話し合いにつなげましょう。(農林水産省ホームページより抜粋)

遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。

農業委員会事務局：三原村役場内 TEL46-2111

農業者の皆様へ

農業者戸別所得補償制度の受け付けが始まります（4月～6月）
制度の大きな変更はありません。

- ◆生産数量目標に従い主食用米・大豆等を生産販売する農業者の方
- ◆水田で飼料用米・米粉用米・地域の振興作物等を生産販売する農業者の方には面積に応じ、交付金が支払われます。

米に対する助成

【米の所得補償交付金】

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産すると、1.5万円/10aを交付

【米価変動補てん交付金】

24年産の販売価格が標準的な生産費を下回った場合にその差額を補てん

水田活用の所得補償交付金

交付対象者：水田で販売目的で対象作物を生産する農業者の方

※米の生産数量目標の達成にかかわらず受け取ることができます

【戦略作物助成】

作物	交付単価（10aあたり）
飼料用米・米粉用米・WCS用稲	8.0万円
麦・大豆・飼料作物	3.5万円
そば・なたね・加工用米	2.0万円

このほか、以下の助成があります。

二毛作助成（主食用米と戦略作物） （戦略作物同士）	1.5万円／10a
耕畜連携助成	1.3万円／10a
その他地域で設定した作物	地域で単価設定

畑作物の所得補償交付金

水田や畑地で販売目的に生産した麦・大豆・そば・なたね

面積払：2万円/10a（前年産の生産面積に基づき交付）

そのほか、収量に応じて数量払いが交付される場合があります。

《お問い合わせ先》

高知地域センター（高知市本町4-3-41 電話088-875-2151）

詳しくは中国四国農政局の同制度のホームページをご覧ください。

津野 美也さんが高知県知事表彰を受賞



三原村食生活改善推進協議会 会長の、津野 美也さんが、栄養関係功労者の食生活改善事業功労者部門で、高知県知事表彰を受賞されました。

津野さんは1995（平成7）年4月から三原村食生活改善推進協議会の推進員となり、2001（同13）年から同協議会の会長を務めています。

また、2002（同14）年から幡多地区食生活改善推進協議会会長、2004（同16）年からは、高知県食生活改善推進協議会の副会長も務めるなど、三原村のみならず、多方面で『食の改善』に尽力されてきました。

本当におめでとうございます。



第9回 三原つつじ祭り開催

日 時:平成24年4月21日(土)(雨天の場合22日順延)

午前10時～午後3時

場 所:三原村来栖野(中央クリーンセンター周辺)

プログラム(予定)

10:00～開会、抽選券配布	13:30～あげ馬(第2回)
11:00～あげ馬(第1回)	14:00～抽選会
12:30～つつじ山散策	14:30～もち投げ

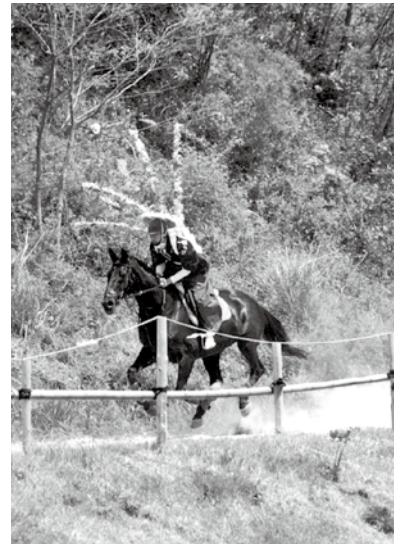
同時開催:牧野富太郎生誕150周年を祝う

【三青年期の牧野富太郎が心躍らせた思い出の地を歩く】

「三原村牧野富太郎の道を歩く～上長谷編～」

募集人数:30名(21日が雨天の場合は、中止となります。)

【問合せ】四万十かいどう推進協議会三原支部事務局
(三原村商工会 TEL 0880-46-2437)



春の全国交通安全運動

実施期間 平成24年4月6日(金)～4月15日(日)

基本事項:子どもと高齢者の事故防止



ドライバーのみなさん

子どもや高齢者を守ってくださいね

重点目標

- ①自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ②全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶



○運転の目的

一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的としています。

お知らせ

自衛隊幹部候補生募集



受験科目	自衛隊幹部候補生(幹部自衛官)
応募資格	平成25年4月1日現在22歳以上26歳未満の者
試験日	1次試験平成24年5月12日(土)
受付期間	平成24年2月1日(水)～4月27日(金)
初任給	214,900円(平成23年4月1日現在)
衣食住	食事・光熱費・宿泊費等無料
休日休暇	年次休暇(年間24日)、夏季及び年末年始の特別休暇等があり原則として週休2日制です。
概要	自衛隊組織の骨幹である幹部自衛官(パイロット要員含む。)として、必要な知識と技能を修得するために幹部候補生学校にて教育を受けます。卒業後は初級幹部として部隊を指揮しながら、さらなる知識と技能の修得に努め、「平和を、仕事にする。」責任を担っていきます。
※お問い合わせ: 自衛隊四万十地域事務所 (TEL0880-35-3096)	

お知らせ

し尿・浄化槽汚泥収集の手数料が変更になります。

幡西衛生処理センター施設使用料の改正に伴い、平成24年4月1日から、次のとおり、変更となります。

- (1) 料金変更日……………平成24年4月1日
- (2) 収集料金(上限) ……10リットルあたり85円(現在80円)
- (3) 無臭トイレ……………最低収集料金 4,000円/回(現在3,500円)
- (4) 仮設トイレ……………最低収集料金 4,000円/回(現在3,000円)
- (5) ホース加算……………40メートル以上500円(20メートル増につき+500円)



※ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(変更なし)

お知らせ

三原村福祉タクシーを利用しませんか

身体に障害のある方が、バス等通常の交通機関を利用することが困難なため、村内で通院や会合の出席等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する制度があります。

●対象者

下肢又は体幹に障害があつて、障害の程度が1級～3級の者
視覚に障害があつて、障害の程度が1級～

2級の者

人工透析を行っている者

●利用できるタクシー

(有)三原ハイヤー

●助成額及び限度額

1回につき530円を助成し、年間24回を限度



詳しいことにつきましては、住民課までお問い合わせください。

借金なんでも相談

お知らせ

四国財務局には、安心して相談できる、国の「相談窓口」があります。

お金に関する問題は必ず解決できます。

悩まずに相談してください。

必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家に引継ぎも行っております。

※秘密厳守。相談料無料。

※個人事業者の方からのご相談や家計相談もお受けしております。

【相談方法】 まずはお電話ください。

【連絡先】 TEL：087-831-2155

FAX：087-862-8780

高松市中野町26番1号

四国財務局 財務広報相談官 多重債務相談員

【受付時間】 月曜日～金曜日（祝日、土曜日、日曜日）

9時～12時、13時～17時



不動産に関する無料相談

お知らせ

高知県宅建協会では一般消費者を対象として、不動産・住まいに関する問題等について専門の相談員がお答えする「不動産に関する無料相談」を開催します。

日時：平成24年4月18日（水）午後1時から午後4時

場所：四万十市中央公民館 3階 小会議室Ⅱ

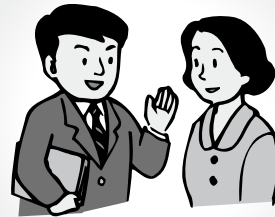
（四万十市右山五月町8番22号 電話0880-34-7311）

【お問い合わせ先】

社団法人高知県宅地建物取引業協会

住所：高知市上町1丁目9番1号

電話：088-823-2001(代)



はたフェス2012in黒潮町 海辺の祭典

お知らせ

日程 5月19日 夕方～5月21日 朝方

場所 黒潮町入野海岸周辺

（雨天時 土佐西南大規模体育館）



webサイト <http://hatafes.com/>
トップページより

第7回 幡多ふれあい医療公開講座

日時：平成24年4月15日（日）

場所：四万十市立中央公民館 大ホール

内容：

1. 肺がんのを見つけ方とその治療

肺がんは増加傾向にあり、癌死亡原因の上位になっています。肺癌の早期発見とその治療方法について、一般の方にわかりやすく説明させていただきます。

四万十市民病院 外科部長 石井 泰則

2. 知っていただきたい胃がんのはなし

— 怖いがん、怖くないがん、その治療—

幡多けんみん病院 外科部長 秋森 豊一

参加費：無料、どなたでも参加できます

主催：幡多けんみん病院

後援：四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村・幡多福祉保健所・幡多医師会

問い合わせ先：幡多けんみん病院（経営企画課）
TEL：0880-66-2222（代表）
三原村住民課 46-2404

JA全農こうち指定

命の鍵を握っているのはシロアリです。

もしかして…シロアリ!?

シロアリは黒アリとは生態や体型もまったく違います。

シロアリ

シロアリの羽アリ



クロアリの羽アリ



白蟻被害を
巣から断つ!!

シロアリを
見かけると…

シロアリは社会性昆虫です。見かけると必ず近くに「巣」が存在し女王が次々と産卵をしています。「巣」は大きいもので数百万匹にも及ぶ場合があります。

なぜ、ベイト工法はシロアリの駆除には最適なのか？

ベイト工法はシロアリの習性を利用し、今までの工法では難しかった「巣」の駆除が可能となりました。シロアリの駆除や予防は家の構造及び建築工法により様々な施工方法があります。弊社では現地調査をして最適な施工法をお勧めいたします。

ホームページ 友清白蟻

検索

クリック!!

株式会社友清白蟻

TEL 088-824-1501

FAX 088-822-0733

■高知支店 高知市前里70番地3



『全国訪問おはなし隊』が 三原村中央公民館にやってきました！

平成24年1月29日

キャラバンカーの見学をしたあと、絵本や大きな紙芝居のよみかきを楽しみました。

三原村中央公民館
子ども読書活動支援員
東 あんな



たくさん絵本がのってたよお★



待ちに待った可愛いバスが到着♪



一瞬で図書館に大変身(≧▽≦)



お話し会のはじまりはじまり～



こんなに大きな紙芝居初めて見たね！



うわ～！おもしろい(≧▽≦)



にじいろカメラレコ♪ すごい！色んなものに一体化してる



みんな真剣に楽し～聞いていました